

パブリック・コメントの意見の概要と市の見解

対象案件 和光市長寿あんしんプラン素案

実施期間 令和3年1月8日から令和3年1月28日まで

意見数 1団体2件

「市の考え方の区分」

◎：意見を反映し案を修正した

○：意見を一部反映し、案を修正した

△：案を修正しなかった。

□：その他（感想、この案件以外への意見等）

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	若年性認知症の方や介護保険サービスの利用が優先される脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方について、介護保険サービスでの支援と共に、器質性精神障害（認知症、高次脳機能障害）との診断につなげ、併用できる障害福祉サービスの利用や、障害年金の支給の可能性を探っていくよう支援する仕組みを構築していく、といったことを計画に記してください。	コミュニティケア会議において、第2号被保険者を含め、要支援者・要介護者に対する包括的マネジメントを行い、他の制度等の利用についても障害担当や保険年金担当等と調整を日常的に行っており、支援する仕組みを構築しているため、改めて本計画において明記はいたしません。この度は、ご提案ありがとうございました。	△
2	任意事業で、徘徊見守り対策の事業にも触れ、その事業対象に65歳未満の若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方も含めること、あるいはこの事業の対象にすることについて今後検討していくことを、計画に記してください。	認知症施策については、第10章第4節「認知症施策の推進」において、若年性認知症対策を含め施策の展開をする旨を記載しております。ご提案の徘徊見守り対策ですが、計画にあります認知症地域支援推進会議等の中で、事業の必要性等を検討してまいりたいと考えているため、本計画において明記はいたしません。この度は、ご提案ありがとうございました。	△